

告示

埼玉県告示第千三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八百九十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条で定めるアイドリング・ストップの周知を行うこと。

(2) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条で定める深夜営業騒音等の規制を守ること。（午後十時から翌日午前六時までの時間においては、敷地境界で五十デシベル以下とすること。午後十一時から翌日午前六時までの時間においては、有線ラジオ放送装置等の音響機器を使用しないこと。ただし後段は当該音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。）

(3) 騒音規制法、振動規制法又は八潮市公害防止条例で定める特定建設作業を実施する場合は、作業開始日の七日前までに届出をすること。

(4) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努めること。また、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(5) 環境諸法令を遵守すること。

(6) 届出場所は、八潮市立八條小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害すことのないよう配慮すること。

(7) 登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声かけをしていただきたい。

(8) 八潮製品の販売について積極的に取り組んでいただきたい。

(9) 八潮市商工会に加入するよう努めていただきたい。

(10) 地域で行われる催しに対し、積極的な協力をしていただきたい。

(11) 八潮市民を積極的に雇用するよう配慮していただきたい。

(12) 八潮市は「花桃のまちやしお」を目指しており、敷地内植樹の樹種選定に

あたって考慮していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター